

監査の品質管理を巡る動向

2021年2月4日

金 融 庁

日本における監査の品質管理を巡る動向

年	主な出来事
2001年	12月 エンロン事件 → 2002年7月 米・企業改革法(サーベンス=オクスリー法)に基づき公開会社会計監督委員会(PCAOB)を設立
2004年	4月 公認会計士・監査審査会発足 日本公認会計士協会による品質管理レビューの法制度化(1998年～2003年は自主規制機関として実施)
2005年	10月 「監査に関する品質管理基準」策定(企業会計審議会)
2006年	5月 中央青山監査法人に対する業務停止命令 (カネボウ(株)の財務書類に対する虚偽証明)
2012年	7月 有限責任 あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人に対する業務改善命令 (オリンパス(株)に対する監査証明業務について、業務の運営が著しく不当)
2013年	3月 「監査における不正リスク対応基準」策定(企業会計審議会)
2015年	12月 新日本有限責任監査法人に対する一部業務停止命令、2016年1月 課徴金納付命令 (東芝(株)の財務書類に対する虚偽証明)
2016年	3月 「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言 ー会計監査の信頼性確保のためにー」公表(金融庁) 「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」公表(公認会計士・監査審査会)
2017年	3月 「監査法人のガバナンス・コード」策定(金融庁) 7月 「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」(金融庁)
2018年	7月 「監査上の主要な検討事項(KAM)」の導入(2021年3月期決算より全面適用)(企業会計審議会)
2019年	1月 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書公表(金融庁) 9月 監査報告書における限定付適正意見の根拠の記載の充実(企業会計審議会) 10月 「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」(金融庁)

国際監査基準における主な改訂

これまでに改訂された基準

- 2015年 ISA701の新設を含む、Key Audit Matters(KAM)への対応を中心とする監査報告書関連の改訂
- 2015年 ISA720の改訂(その他の記載内容に対する監査人の責任強化)
- 2018年 ISA540 Auditing Accounting Estimates and Related Disclosuresの改訂
(不確実性が高い複雑な見積りへの対応)
- 2019年 ISA315 Identifying and Assessing the Risks of Material Misstatementの改訂
(主にリスク評価手続の強化)

我が国において
対応済み

- ISQM1 Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagementsの策定
(監査事務所における品質管理の強化を図る改訂)[2020年12月確定版公表、2022年12月適用]
- ISQM2 Engagement Quality Reviewsの策定(個別業務の審査に係る基準を独立した基準として設定)
[2020年12月確定版公表、2022年12月適用]
- ISA220 Quality Management for an Audit of Financial Statementsの改訂
(個別監査業務における品質管理の強化を図る改訂)[2020年12月確定版公表、2022年12月適用]

改訂作業中の基準

- ISA600 Group Auditsの改訂
(グループ監査における監査人の監査アプローチの強化)[2021年9月最終化予定]

国際的な品質管理基準の改訂の経緯

経緯

- 2013年7月：国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、明瞭性（クラリティ）プロジェクト（※）後のISAに対する適用後レビューを実施
⇒ 品質管理等に関する課題を検出
（※）明瞭性プロジェクト…ISAの各基準の内容について、「要求事項」と「適用指針」に区分し、「目的」を明確化した作業。IAASBは、2009年3月に明瞭性（クラリティ）プロジェクト後のISA、ISQC1を公表。
2014年12月：IAASBは、市中協議を経て、2015～2016年のワークプランを公表。同ワークプランでは、上記適用後レビュー等を踏まえ、「品質管理」、「グループ監査」、「職業的懐疑心」等を優先課題として提示
- 2015年12月：IAASBは、上記適用後レビューや各国の検査等からのインプット等も踏まえ、「品質管理」、「グループ監査」、「職業的懐疑心」について、改訂の方向性を問う市中協議を実施（ITC：the Invitation to Comment, *Enhancing Audit Quality: A focus on professional Skepticism, Quality Control and Group Audits*）
- 2016年12月：IAASBは、ISQC1等の改訂を正式にプロジェクトとして承認（プロジェクト・プロポーザルの承認）

品質管理について識別された課題（プロジェクト・プロポーザルから抜粋）

- 監査事務所のリーダーによる積極的な品質管理の必要性、品質管理に関する透明性の向上
- 品質管理基準が中小規模事務所にも柔軟に適用できるものである必要性
- 審査の役割の明確化や重要性の強調、外部検査や内部モニタリングへの対応（根本原因分析など）を通じた品質改善
- パートナーの役割や責任、チームメンバーに対する指示・監督・査閲の明確化や重要性の強調（特にグループ監査）等

⇒ IAASBは、監査事務所の品質管理システムを強化し、ISQC1の適用の柔軟性の問題に対処するため、積極的な品質マネジメントを奨励する新しいアプローチを提案

- 2019年2月：IAASBは、ISQM1、ISQM2及びISA220（改訂）の公開草案を公表（※）
（※）検討の過程で、基準の原則をより適切に表現するタイトルに変更（ISQCからISQM:International Standard on Quality Management）、また、審査に係る事項を別途ISQM2として分離
- 2020年12月：IAASBは、ISQM1、ISQM2及びISA220（改訂）の確定版を公表

（出典）IAASB, “ Clarified International Standards on Auditing – Findings From The Post-Implementation Review”(2013年7月)

IAASB, “Work Plan for 2015–2016: Enhancing Audit Quality and Preparing for the Future”(2014年12月)

IAASB, “the Invitation to Comment, Enhancing Audit Quality: A focus on Professional Skepticism, Quality Control and Group Audits”(2015年12月)

IAASB, “ Enhancing Audit Quality: Project Proposal for The Revision of The IAASB ‘s International Standards Relating to Quality Control and Group Audits”(2016年12月)

IAASB, “ he IAASB ‘s Exposure Drafts for Quality Management at the Firm and Engagement Level, Including Engagement Quality Reviews”(2019年2月)

日本公認会計士協会「<IAASB公開草案の概要> 監査事務所レベル及び監査業務レベルの品質マネジメント（審査を含む）に関する公開草案について」(2019年2月)

ISQM1の主な改訂内容

- IAASBは、監査事務所の品質管理システムを強化し、ISQC1の適用の柔軟性の問題に対処するため、積極的な品質マネジメントを奨励する新しいアプローチを提案。昨年12月に確定版公表。基準の発効日は2022年12月。

現行基準

改訂

改訂後の基準

(リスクに基づくアプローチの導入)

- ① 監査事務所に業務の品質を合理的に確保するため、以下の構成要素を設定

- 品質管理に関する責任
- 職業倫理・独立性
- 契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- 監査実施者の採用・教育・評価・選任
- 品質管理システムの監視

- ② 監査事務所において、構成要素ごとに方針と手続を定め、その運用状況を確認

- ① 監査事務所が業務の品質を合理的に確保するため、以下の構成要素を設定

- a. 監査事務所のリスク評価プロセス [新設]
- b. ガバナンス及びリーダーシップ
- c. 職業倫理・独立性
- d. 契約の新規の締結及び更新
- e. 業務の実施
- f. リソース
- g. 情報とコミュニケーション [新設]
- h. モニタリング及び改善プロセス

それぞれより具体的に規定された項目について品質目標を設定

- ② 監査事務所が、品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別・評価し、当該リスクに対応する方針・手続を定め、運用し、不備があれば根本原因分析に基づき改善(品質マネジメントシステムの導入)

品質マネジメントシステムの各構成要素と主な要求事項

a. 監査事務所のリスク評価プロセス【新設】	b. ガバナンス及びリーダーシップ	c. 職業倫理・独立性	d. 契約の新規の締結及び更新
<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のリスク評価プロセスを構築することを要求(23項～27項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質目標の設定(本ISQMIに規定された品質目標及び監査事務所が必要と考える追加の品質目標)(23項、24項) ・ 品質目標の達成に対し悪影響となる品質リスクの識別・評価(25項) ・ 評価した品質リスクへの対応の整備。なお、対応には、34項に規定する「特定の対応」を含めなければならない(26項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(28項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査事務所の文化を通じて、品質にコミットメントすること(28項(a)) ・ リーダーシップが品質に対して責任及び説明責任を負うこと、行動を通して品質へのコミットメントを示すこと(28項(b)(c)) ・ 品質マネジメントシステムの整備、運用に適した組織構造や職務分掌を行うこと(28項(d)) ・ 品質へのコミットメントに整合する監査事務所のリソースを計画、入手、配分または付与を行うこと(28項(e)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(29項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査事務所、及び監査事務所の専門要員(社員及び専門業務に従事する者)が、独立性を含む職業倫理規程について、理解し、遵守すること(29項(a)) ・ ネットワークに所属する者等が、独立性を含む職業倫理規程について、理解し、遵守すること(29項(b)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(30項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する業務内容や業務環境、提供先の企業(経営者等を含む)の誠実性、基準等に準拠して業務を実施する監査事務所の能力等に基づいて、契約の新規の締結及び更新を行うかどうかを適切に判断すること(30項(a)) ・ 監査事務所の財務上及び事業上の目的を優先し、契約の新規の締結及び更新について、不適切な判断をしないようにすること(30項(b))
e. 業務の実施	f. リソース	g. 情報とコミュニケーション【新設】	h. モニタリング及び改善プロセス
<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(31項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務チームが、業務に関連する責任を理解し、その責任を果たすこと(31項(a)) ・ 業務チームへの指示、監督、査閲が、業務内容や監査チームのリソースに応じて適切に行われること(31項(b)) ・ 業務チームが、職業的専門家としての適切な判断、懐疑心の発揮を行うこと(31項(c)) ・ 判断に困難が伴う又は見解が定まっていない事項について、専門的な見解の問合せを行い、合意された結論を導くこと(31項(d)) ・ 業務チーム内の意見の相違や業務チームと審査担当者又は品質マネジメントシステムの活動を行う者との意見の相違が、監査事務所に報告され、解決されること(31項(e)) ・ 業務に関する文書が適切に維持及び保存されること(31項(f)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(32項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門要員を採用・教育し、専門能力を持たせること(32項(a)) ・ 専門要員が行動を通して品質へのコミットを示すこと(32項(b)) ・ 十分な専門要員を有していない場合、ネットワーク等の監査事務所の外から人的資源を確保すること(32項(c)) ・ 業務チームに、十分な時間を割り当てることを含め、適切な専門能力を有するチームメンバーを配置すること(32項(d)) ・ 十分な時間の割り当てることを含め、適切な専門能力を有する者を、品質マネジメントシステムの活動を行う者に任命すること(32項(e)) ・ 適切なテクノロジー及び知的資源の入手及び開発、適用及び維持を行うこと(32項(f)(g)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の品質目標を設定(33項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マネジメントシステムに必要な情報を内外から識別、収集、維持できる情報システムを保有すること(33項(a)) ・ 監査事務所の組織風土によって、専門要員が監査事務所と双方向の情報交換を行う責任が認識され、強化されること(33項(b)) ・ 品質マネジメントシステムに関連し信頼できる情報を、監査事務所内や業務チーム内で交換すること、また監査事務所外の利害関係者とも交換すること(33項(c)(d)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のプロセスを構築(35項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質マネジメントシステムの整備及び運用状況に関する情報を適時に提供するプロセス(35項(a)) ・ 識別した不備に対して適切な対応を図るプロセス(35項(b)) (モニタリング: 36項～38項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 不備を識別するためのモニタリングを構築し、実施。モニタリングには業務の検証を含め、定期的に業務パートナー毎少なくとも1つの業務を選定すること。 (不備の識別評価及び改善: 40～44項) <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング活動を通じて「不備」を識別し、評価すること ・ 不備の評価においては、不備の根本原因を分析し、品質マネジメントシステムへの影響が重大かつ広範かの観点で評価 ・ 根本原因に応じた不備の改善活動を実施すること

○ 「特定の対応」(34項)

- ・ 少なくとも年に1回、独立性に係る要件を遵守している旨の確認書を専門要員から入手(34項(b))
- ・ 関連する基準や法令等に遵守していないとの不服や異議申し立ての受領・調査・解決方法に関する方針・手続の策定(34項(c))
- ・ 監査事務所外の利害関係者とのコミュニケーションの要否、実施する場合の方法に関する方針・手続の策定(34項(e))
- ・ ISQM2に従い審査に対処、上場企業の財務諸表の監査業務や法令で審査が求められる監査業務等について審査を要求する方針・手続の策定(34項(f)) など

○ 品質マネジメントシステムの評価(53項～56項)

- ・ 品質マネジメントシステムの最終的な責任及び説明責任を付与された者は、少なくとも年1回、品質マネジメントシステムを評価し、結論付け(品質マネジメントシステムの目的が達成されている/一部を除いて達成している/達成されていない)を行わなければならない。

ISQM2、ISA220の主な改訂内容

□ IAASBは、審査の品質向上や業務執行責任者の責任の拡大・強調を図る改訂を提案。昨年12月に確定版公表。基準の発効日は2022年12月。

現行基準

改訂

改訂後の基準

ISQM2

(新設) (注)

- 審査担当者の適格性について、業務執行責任者として関与していた業務の審査担当者になるための要件として2年以上のクーリング・オフ期間を設定
- 審査の実施・文書化に関する要求事項を強化

ISA220

- 監査チームは、同一の監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者で構成されていると定義

- 監査チームは、(同一の監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者以外も含め、)監査業務に関する監査手続を実施した者で構成されていると定義
- 監査業務において、最終的な責任は業務執行責任者にあることを強調

(注) 監査事務所の品質管理に関して、審査に関する規定をISQC1から切り出して、別基準を策定。

各国の品質管理基準

	日本	欧州	米国
基準設定主体	企業会計審議会	各国基準設定主体	PCAOB (注3)
基準	監査に関する品質管理基準(注1)	各国の品質管理基準 (EU指令によりISQC1に準拠する 枠組み)	PCAOB品質管理基準
特徴	ISQC1とは独立した基準。 ISQC1と、整合する内容に加え、以下の独自の規定を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査事務所間の引継ぎ ・ 共同監査 ・ 不正リスク対応基準に対応した規定 	各国の品質管理基準はISQC1を踏まえて策定。 一部の国では、各国の法令等の要求に基づき、追加項目を設定(注2)	ISQC1とは独立した基準として、以下を設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ QC Section20(監査事務所の品質管理システムに関する基準) ・ QC Section30(QC Section 20の構成要素であるモニタリングに関して詳述) ・ QC Section40(QC Section 20の構成要素である人事管理に関して詳述)
今後の方向性	本審議会において議論。	欧州各国は、ISQM1の適用に向け、検討中。	2019年12月に、ISQM1(公開草案)を出発点とした基準の見直しに向けた協議文書を公表、改訂を検討中。

(注1)日本公認会計士協会の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所の品質管理」を含む。

(注2)欧州会計士連盟(Accountancy Europe) “OVERVIEW OF ISA ADOPTION IN THE EUROPEAN UNION”(2015年4月)を基に記載。

(注3)米国では、米国公認会計士協会(AICPA: American Institute of Certified Public Accountants)が監査基準、品質管理に関する基準を設定していたが、企業改革法(サーベンス=オクスリー法)施行後は公開会社会計監督委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)が公開会社の財務諸表監査向けの監査基準等を設定。なお、非公開会社の財務諸表監査向けの監査基準等は引き続きAICPAが設定。

英国における品質管理基準の改訂の動向^(注)

- 英・財務報告協議会(FRC: Financial Reporting Council)は、2020年12月に、IAASBのISQM1等の改訂を反映させるため、英国の品質管理基準(ISQM(UK))の改訂に係る公開草案を公表(2021年3月まで意見募集)。FRCは、IAASBの基準に現行のISQC(UK)に規定されている独自の要求事項を追加し、ISQM(UK)1として提案。

現行のISQC(UK)の構成要素	ISQM(UK)1の構成要素(公開草案)	ISQM(UK)1の公開草案に含まれている独自の要求事項の例(赤字) ※現行ISQC(UK)に規定
	監査事務所のリスク評価プロセス	
品質管理に関する責任	ガバナンス及びリーダーシップ	<p><ISQM1> 事務所や専門要員等が独立性を含む職業倫理規程を遵守すること、少なくとも年1回の独立性確認の実施 等</p> <p>+ 独立性に関する阻害要因の防止・排除・管理・開示等について、組織的対応を強調</p>
職業倫理・独立性	職業倫理・独立性	
契約の新規の締結及び更新	契約の新規の締結及び更新	<p><ISQM1> 提供する業務内容や企業の誠実性、業務を遂行する事務所の能力等に基づいて、契約の新規締結及び更新を適切に判断すること 等</p> <p>+ 前任監査人が、後任監査人に対し被監査会社に関する情報を提供</p>
業務の実施	業務の実施	
リソース	リソース	<p><ISQM1> 業務チーム(外部者を含む)への指示、監督、査閲が適切に行われること 等</p> <p>+ グループ監査に係る構成単位の監査人の管理方針、手続の設定 等</p>
	情報とコミュニケーション	
モニタリング	モニタリング及び改善プロセス	<p><ISQM1> 専門要員を採用・教育して専門能力を持たせること、適切な専門能力を有するチームメンバーを配置すること 等</p> <p>+ 適切な報酬方針を設定</p>

(注) FRC “EXPOSURE DRAFT PROPOSED ISQM (UK) 1 Quality Management For Firms That Perform Audits Or Reviews Of Financial Statements, Or Other Assurance Or Related Services Engagements” (2020年12月)より作成。

米国における品質管理基準の改訂の動向^(注1)

□ 米・PCAOBは、2019年12月に、ISQM1(公開草案)を出発点としたPCAOB品質管理基準の見直しに係る協議文書を公表し、ISQM1の構成要素や要求事項を参考に、PCAOB独自の要求事項を追加することを検討中。2021年に公開草案を公表予定。

現行のPCAOB品質管理基準の構成要素 ^(注2)	ISQM1の構成要素 (PCAOB品質管理基準の見直しの出発点)	PCAOBが追加を検討している独自の要求事項の例(赤字)
	監査事務所のリスク評価プロセス	<p><ISQM1> 品質マネジメントシステムの構築・運用に適した組織構造や職務分掌を行うこと + 事務所の品質管理に対する独立した監視機構(例、独立役員による委員会)の設置</p>
	ガバナンス及びリーダーシップ	
独立性、誠実性、客観性	職業倫理・独立性	<p><ISQM1> 事務所や専門要員等が独立性を含む職業倫理規程を遵守すること、少なくとも年1回は独立性確認を実施 + SEC及びPCAOB基準による独立性の要求事項への準拠(例 監査先データベースの作成)</p>
契約の新規の締結及び更新	契約の新規の締結及び更新	
業務の実施	業務の実施	<p><ISQM1> 業務チーム(外部者を含む)への指示、監督、査閲が適切に行われること + 監査において利用する外部者の能力や独立性、客観性の評価を強調</p>
人事管理	リソース	<p><ISQM1> 専門要員を採用・教育して専門能力を持たせること、適切な専門能力を有するチームメンバーを配置すること + 業務実施と品質管理に関する十分な研修を提供することを強調</p>
	情報とコミュニケーション	
モニタリング	モニタリング及び改善プロセス	<p><ISQM1> 少なくとも年1回は品質マネジメントシステムを評価 + PCAOBに対する品質管理システムの有効性の評価に係る年次報告書の提出と外部公表</p>

(注1) PCAOB “Concept Release Potential Approach to Revisions to PCAOB Quality Control Standards “(2019年12月)より作成。

(注2) ISQC1との比較では、PCAOB品質管理基準には、「品質管理に係る責任」の構成要素がない。

日本における品質管理基準の策定の経緯

背景

- 監査法人の審査体制や内部管理体制等の監査の品質管理に関連する非違事例の発生等

検討

- 会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を行うよう、金融庁から企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請。

(「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(第二弾)について」(平成16(2004)年12月24日))

【企業会計審議会監査部会における議論】 2005年3月～10月の間に8回開催。

(位置づけ)

- ・ 我が国における監査の品質管理に関する状況を考慮するとともに、国際的な基準の動向も踏まえて検討を行い、独立の基準として設定。
- ・ 公認会計士による監査業務の質を合理的に確保するためのものであり、監査基準とともに一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し、監査基準と一体となって適用されるもの。

※ 日本公認会計士協会の品質管理レビューや公認会計士・監査審査会の検査を実施する上で判断の基準にもなるもの。

(主な内容)

- ・ 監査事務所に、監査業務の各段階(監査契約の締結、監査人の適格性の判断、監査業務の実施、監査業務に係る審査等)における品質管理のシステムを整備及び運用するとともに、品質管理のシステムの監視を求めるもの。
- ・ 監査実施の責任者には、整備した品質管理のシステムに従って監査業務を実施すること、監査事務所には、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録及び保存すること、品質管理に関する責任者を明確にすること等を求めるもの。

品質管理 基準

の策定

(2005年10
月)

監査契約の締結

- 独立性等の確認
- 監査事務所の規模及び組織、監査実施者の能力・経験等を踏まえた監査契約の可否の判断

監査計画の策定

- 能力・経験・独立性・監査時間の確保等を勘案した監査実施者の選任

監査業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積及び伝達
- 十分な監査証拠の入手、監査調書の適切な作成
- 監査実施者への適切な指示及び指導
- 専門的な見解の問い合わせ

監査業務に係る審査

- 企業の状況に応じた適切な審査の実施
- 審査内容の記録・保存
- 知識、経験、能力、独立性等を勘案した審査担当者の選任

監査報告書の発行

- 監査上の判断の相違の解決など必要な監査業務の終了の確認

監査事務所間の引継

- 前任監査事務所から後任監査事務所への適切な引継
- 重要な虚偽の表示に係る情報等の伝達



品質管理体制の監視

- 品質管理体制に関する日常的監視、監査業務の定期的検証
- 監査事務所内外からもたらされる情報への適切な対処

ISQC1と日本の品質管理基準等

ISQC1	日本の品質管理基準等	
基準の構成	品質管理基準 ^(注)	不正リスク対応基準 (第三 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理)
1. 品質管理に関する責任	1. 品質管理に関する責任	不正リスクに対応した品質管理
2. 職業倫理・独立性	2. 職業倫理・独立性	
3. 契約の新規締結・更新	3. 契約の新規締結・更新	監査契約の新規締結・更新における不正リスクの考慮
4. 監査実施者の採用・教育・評価・選任	4. 監査実施者の採用・教育・評価・選任	不正に関する教育・訓練
5. 業務の実施	5. 業務の実施	不正リスクに対応した監督・査閲、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の審査等
6. 品質管理システムの監視	6. 品質管理システムの監視	不正リスクへの対応状況の定期的な検証
	7. 監査事務所の引継	引継における不正リスクへの対応状況等の伝達等
	8. 共同監査	

(注) 日本公認会計士協会の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所の品質管理」を含む。

なお、監査基準においても、品質管理について規定されている(第二 一般基準 6、7、第四 報告基準 一 基本原則 5等)。

また、個別監査業務の品質管理に係る基準として、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」がある。

(参考) ISQC1は、全ての上場企業の財務諸表監査について審査を求めているが、日本の品質管理基準は、幼稚園監査等を除く全ての監査業務について審査を求めている。

(参考) 日本の監査に係る基準と国際監査基準

日本		IAASB(国際監査・保証基準委員会)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査基準(企業会計審議会) ○ 監査に関する品質管理基準(同上) ○ 監査における不正リスク対応基準(同上) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際監査基準(ISA200～899、ISQC1) 	
○ 監査基準委員会報告書(実務指針)(JICPA:日本公認会計士協会)			
200～299	監査全般にわたる基本的事項と責任	200～299	一般原則及び責任 ※220:2020年12月改訂
300～499	リスク評価及び評価したリスクへの対応 ※315:2021年改訂予定	300～499	リスク評価及び評価されたリスクへの対応 ※315:2019年改訂
500～599	監査証拠 ※540:2021年改訂予定	500～599	監査証拠 ※540:2018年改訂
600～699	他者の作業の利用	600～699	他者の作業の利用 ※600:2021年改訂予定
700～799	監査の結論及び報告 ※701:2019年策定、720:2021年改訂予定	700～799	監査の結論及び報告 ※701:2015年策定、720:2015年改訂
800～899	特殊な監査業務	800～899	特殊領域
900～999	その他の考慮事項		
○ 品質管理基準委員会報告書(JICPA) 「監査事務所における品質管理」		○ ISQC1(事務所における品質管理) ※ISQM1、2として2020年12月改訂	